

公共建築物設計書照査に係る業務報酬基準

平成27年9月30日

一般財団法人島根県建築住宅センター

1. 目的

この基準は、一般財団法人島根県建築住宅センター（以下「財団」という。）が、公共建築物の工事に係る設計書の照査業務（以下「設計書照査業務」という。）を受託するにあたり、当該業務の受託料（以下「業務報酬」という。）の算定方法に関して必要な事項を定め、もって設計書照査業務の円滑かつ公正な実施を図ることを目的とする。

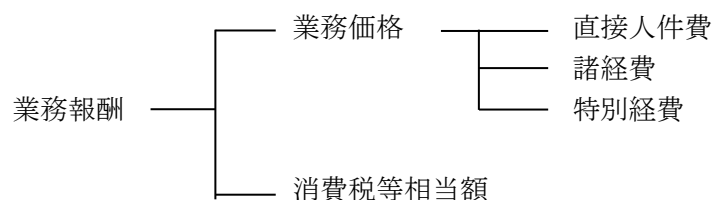
2. 適用範囲

この基準は、島根県及び市町村が所管する建築物及びその附帯施設の設計照査業務に適用する。

3. 業務報酬

（1）業務報酬の構成

設計書照査に係る業務報酬の構成は、以下のとおりとする。



（2）業務報酬を構成する費用の内容

○直接人件費

直接人件費は、「事務処理に要する人件費」と「技術審査に要する人件費」で構成される。

事務処理に要する人件費は受付、台帳整理、審査準備及び審査結果通知等の業務に関して、技術審査に要する人件費は技術的な照査業務に関して、必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の額の総和とする。

○諸経費

諸経費は、照査業務の履行にあたって通常必要となる直接人件費以外の経費であって直接経費と間接経費で構成される。

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計業務等に関して直接必要となる費用（特別経費を除く。）の合計額とする。

間接経費は、財団を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（直接人件費、特別経費及び直接経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

○特別経費

特別経費は、出張旅費、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計額とする。

(3) 業務報酬の積算

設計書照査に係る業務報酬は、次式により積算する。

$$\begin{aligned}\text{業務報酬} &= \text{業務価格} + \text{消費税等相当額} \\ \text{業務価格} &= \text{直接人件費} + \text{諸経費} + \text{特別経費} \\ \text{直接人件費} &= \text{事務処理に要する人件費} + \text{技術審査に要する人件費} \\ \text{消費税等相当額} &= \text{業務価格} \times \text{消費税等率}\end{aligned}$$

(4) 業務報酬を構成する費用の算定

○直接人件費（事務処理に要する人件費）

事務処理に要する人件費は、業務に直接従事する技術者の標準的な業務人・日数に、当該技術者の直接人件費単価（国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」における「技師C」の単価、以下同じ）を乗じたものとし、次式により算定する。

$$\text{直接人件費} = 0.5 \text{ 業務人} \cdot \text{日数} \times \text{技師C単価}$$

○直接人件費（技術審査に要する人件費）

技術審査に要する人件費は、定額人件費と定率人件費の合計額とする。

定額人件費は、共通的に必要となる業務人・日数に、当該技術者の直接人件費単価を乗じたものとし、次式により算定する。

$$\text{定額人件費} = 0.8 \text{ 業務人} \cdot \text{日数} \times \text{技師C単価}$$

定率人件費は、積算に要する人件費相当額（税抜きの設計委託料から特別経費及び諸経費に相当する額を除いた額に積算業務の割合を乗じた額）に定率を乗じたものとし、次式により算定する。

$$\begin{aligned}\text{定率人件費} &= \{(\text{設計委託料} - \text{特別経費}) \times 14 / 24 \times 15 / 115\} \\ &\quad \times 6\%\end{aligned}$$

なお、同一契約の中に複数の工事種別（建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の別）がある場合は、定額人件費と定率人件費の合計額に割増係数を乗じた割増額を加算するものとし、次式により算定する。

$$\text{割増額} = (\text{定額人件費} + \text{定率人件費}) \times \text{割増係数}$$

$$\text{割増係数} = (\text{工事種別数} - 1) \times 0.2$$

○諸経費

諸経費は、次式により算定する。

$$\text{諸経費} = \text{直接人件費} \times 30\% \text{（諸経費率）}$$

○特別経費

特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。

附則

この基準は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この基準は、令和9年4月1日から施行する。